

2025

9

KAWASAKI

川崎南法人会だより



ホームページも是非ご覧ください

川崎南法人会

検索


<https://km-hojinkai.or.jp>

表紙写真：川崎市観光協会 提供

場所：川崎市立日本民家園「秋陽を浴びて」

発行所／公益社団法人川崎南法人会 編集兼発行人／広報委員会

川崎市幸区堀川町66-20 川崎市産業振興会館5階 <https://km-hojinkai.or.jp>

TEL：044-276-8731 FAX：044-276-8738

第13回通常総会開催	2
会長あいさつ・新役員紹介	5
川崎南税務署長あいさつ	6
川崎南税務署の人事異動	7
令和8年度税制改正要望事項	8
法律相談	11
熱中症は「予防」と「初期対応」がカギ!	12
新しい仲間 PR コーナー	13
活動報告・法人会からのお知らせ	14
新入会員のご紹介・主要行事予定	15

第13回 通常総会開催



鈴木 慎二郎 会長

6月11日（水）公益社団法人川崎南法人会第13回通常総会が川崎日航ホテルにて開催しました。

鈴木慎二郎会長を議長として、松井総務委員長より決議事項として「令和6年度収支決算報告（含監査報告）承認の件」「任期満了に伴う役員選任」が報告され、続いて報告事項として①「令和6年度事業報告」②「令和7年度事業計画」③「令和7年度収支予算」が報告され、満場一致で原案どおり可決承認されました。

続いて令和6年度会員増強の表彰に移り、会長から会員増強にご尽力された方々と川崎信用金庫及び受託保険会社に対して、会長から感謝状と記念品

が贈呈されました。ご来賓の川崎南税務署の生田目静署長、神奈川県川崎県税事務所の渡辺大所長、東京地方税理士会川崎南支部の甲良めぐみ支部長からご祝辞をいただきました。

総会前の第1部講演会は講師に経済ジャーナリスト、作家で大正大学客員教授の渋谷和宏氏を迎えて「日本経済の行方と中小企業経営」と題して講演を行いました。



講演会講師 渋谷 和宏 氏

会員増強に伴う感謝状の贈呈

個人の部

（順不同）

【金賞】

菊三建設 株式会社 中村 光一 様

【銅賞】

有限会社 龍美社 下村 京子 様
有限会社 生稜工業 石田 生 様

【努力賞】

鈴庄商事 株式会社 鈴木慎二郎 様
秋山商事 株式会社 秋山 博 様
京浜化工 株式会社 柏木 奈生 様
株式会社 アップ総合企画 田中 勇人 様
堂本製菓 株式会社 堂本 典希 様
株式会社 東恩納工業 東恩納伶莉 様
株式会社 小俣商店 小俣多栄子 様
八巧機電設備 株式会社 伊藤 康人 様
ティーケーユーサービス 株式会社 角田 健藏 様
第一ハウジング 株式会社 加藤 豊 様
ユウホーム 鳥海 郁子 様
有限会社 大仁 伊藤 建仁 様
小向工業 株式会社 内田 英子 様
有限会社 テーラーマックス 外木 宏明 様
株式会社 村松工務店 村松 久 様
医療法人社団育成会 鹿島田病院 横山 伸泰 様

団体の部

【銅賞】

東第1支部 副支部長 角田 健藏 様
中央支部 支部長 簗口 昌明 様

【特別賞】

青年部会 部会長 森本 和樹 様
女性部会 部会長 柏木 奈生 様

【感謝状】

川崎信用金庫 様
大同生命保険 株式会社 川崎南営業所 様
AI G損害保険 株式会社 横浜支店 様
アフラック生命保険 株式会社 横浜総合支社 様



【全国法人会総連合 功労者表彰】

松井工業 株式会社 松井 秀之 様
株式会社 ツインズシステム 増田 敏雄 様

【神奈川県法人会連合会 功労者表彰】

有限会社 大仁 伊藤 建仁 様
大和塗装 株式会社 望月 勇郎 様
山次工業 株式会社 山口 幸太 様

令和7年度 事業計画書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

I 基本方針

(公益事業の推進)

- (1) 税知識の普及をはじめとする健全な納税者団体としての公益事業を積極的に推進するとともに、地域企業の発展・地域社会への貢献を高め、会員企業の緊密な交流を通じ、もって公益法人としての社会的使命を果たすことに努める。

(税務行政への協力)

- (2) 税務当局との連絡協調を保ち、あらゆる機会を通じて納税者と税務当局の間の相互理解の醸成に努め、また広く税務知識の普及を通じて納税道義の高揚を図り公正な税制と円滑な税務行政に寄与する。

(租税負担の合理化)

- (3) 中小企業の租税負担の軽減と合理・簡素化及び適正公平な税制確立のため、会員の要望意見を徴するとともに、税制の研究に努め、税制改正要望事項の達成を期する。

(経理知識の普及)

- (4) 企業経営の健全化並びにその発展向上に資するため、当会は経営、経理、労務及び税務に関する講習会、研修会の事業活動を積極的に行うとともに適正な申告の普及と指導に努める。

II 重点事項

1 組織関係

- (1) 本部・支部・部会役員が一丸となり、会員増強運動を推進し、組織の拡大強化を図り目標達成に努める。
- (2) 支部機能と部会活動の強化をはかることにより、法人会事業への積極的参加を図る。

2 事業関係

- (1) 税制・税務会計並びに経理に関する研修会、講習会を開催する。
- (2) 税務・法律などの無料相談をはじめ、企業経営に役立つ税務・経営・労務・経済等の講演会、セミナー等を開催する。併せて、会員の多様化するニーズに応えるため文化的活動等も行い、共益事業の充実を図る。
- (3) 公益法人として地域社会に貢献するため、公益事業を行うほか、地域が実施する事業へ協賛・参加する。

3 福利厚生関係

- (1) 企業及び経営者のリスクを守るため、様々なテーマで会員向け事業を展開し、経営者大型保障制度の普及推進を図る。
- (2) 会員企業の経営者・従業員のための生活習慣病の検診を実施する。

4 広報活動関係

- (1) 機関誌を通じ、会員との連携を一層密にし、事業参加の意識を高めるとともに 公益法人として積極的な広報に努める。
- (2) 「e-Tax」の普及促進に資するため、役員企業をはじめ会員の利用率向上を図る。
- (3) 租税教育については、次代を担う小・中学校等の児童・生徒に国や地方公共団体の財政を支える「税」についての関心を高め、その意義・役割について理解を深めてもらうとともに、積極的な実施に努める。

III 主要事業計画

1 税知識の普及を目的とする事業 (公益 1-1)

- (1) 新設法人説明会
- (2) 決算法人説明会
- (3) 租税教室
- (4) 法人税申告書の見方・書き方研修会
- (5) 女性部会税務研修会
- (6) 源泉部会税務研修会
- (7) 支部税務研修会

2 納税意識の高揚を目的とする事業 (公益 1-2)

- (1) 税の絵はがきコンクール
- (2) 納税表彰式
- (3) 「税を考える週間」広報活動
- (4) 川崎市民祭り租税教育活動
- (5) 税に関する作文の表彰
- (6) 機関誌による税情報の発信
- (7) 幸区民祭り租税教育活動

3 税制及び税務に関する調査研究並びに提言に関する事業 (公益 1-3)

- (1) 法人会全国大会
- (2) 公益財団法人全国法人会総連合税制セミナー
- (3) 三者会議
- (4) 全国青年の集い
- (5) 全国女性フォーラム

1 地域企業の健全な発展に資する事業 (公益 2)

- (1) 実務経理セミナー
- (2) 初級簿記講習会
- (3) パソコン講習会
- (4) 研修会セミナー
- (5) インターネットセミナー
- (6) 青年経営者のための実務セミナー
- (7) 無料税務・法律相談

1 地域社会への貢献を目的とする事業 (公益 3)

- (1) 県連事業
- (2) 米海軍第七艦隊音楽隊コンサート
- (3) 健康セミナー
- (4) 救急救命講習会

1 会員の交流及び福利厚生に資するための事業 (共益)

- (1) 新年賀詞交歓会
- (2) 本部ゴルフ大会
- (3) 本部施設見学会
- (4) 部会施設見学会
- (5) 支部企業交流会
- (6) 部会企業交流会
- (7) 理事・委員会・委員 (交流会)
- (8) 会員増強活動
- (9) 支部報告会
- (10) 経営者大型保障制度の普及推進
- (11) ビジネスガードの普及推進
- (12) がん保険制度の普及推進
- (13) 貸倒保険制度の普及推進
- (14) 成人病診断事業
- (15) 総合火災共済
- (16) 福利厚生共済
- (17) 一般社団法人神奈川県法人会連合会税制問題研究会

令和7年度 正味財産増減計算予算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位:円)

科 目	本年度予算	前年度予算	増減
I. 一般正味財産増減の部			
i. 経常増減の部			
(i) 経常収益			
1. 特定資産運用益	4,000	4,000	-
(1) 特定資産受取利息	4,000	4,000	-
(2) 特定資産受取賃借料	-	-	-
2. 受取会費	23,340,000	23,600,000	△ 260,000
(1) 正会員受取会費	22,300,000	22,500,000	△ 200,000
(2) 特別会員受取会費	-	-	-
(3) 賛助会員受取会費	1,040,000	1,100,000	△ 60,000
3. 事業収益	4,580,000	4,583,800	△ 3,800
(1) 研修会事業収益	220,000	251,800	△ 31,800
(2) 成人病検診事業収益	400,000	430,000	△ 30,000
(3) 共済保険代理事業収益	800,000	800,000	-
(4) 会員親睦事業収益	3,160,000	3,102,000	58,000
4. 受取補助金	19,988,100	19,656,100	342,000
(1) 受取全法連補助金	-	-	-
(2) 受取県法連補助金	1,700,000	1,700,000	-
(3) 受取全法連助成金振替額	18,288,100	17,956,100	342,000
5. 受取負担金	300,000	300,000	-
(1) 青年部会負担金	300,000	300,000	-
6. 雑収益	870,150	850,150	20,000
(1) 受取利息	150	150	-
(2) 広告料収益	470,000	450,000	20,000
(3) 雑収益	400,000	400,000	-
経常収益計	49,092,250	48,994,050	98,200
(ii) 経常費用			
1. 公益目的事業	30,220,658	30,955,788	△ 735,130
① 税関連を目的とする事業	20,540,064	20,824,606	△ 284,542
給料手当	7,207,500	7,626,000	-
退職給付費用	474,300	465,000	9,300
福利厚生費	1,348,500	1,260,150	88,350
旅費交通費	1,151,250	1,171,500	-
通信運搬費	488,500	445,000	43,500
減価償却費	52,477	75,088	-
消耗什器備品費	93,000	93,000	-
消耗品費	750,250	759,500	-
修繕費	69,750	93,000	-
印刷製本費	2,199,750	2,246,500	-
光熱水料費	27,900	23,250	4,650
賃借料	761,280	761,280	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	285,000	278,000	7,000
保険料	87,206	87,206	-
諸謝金	1,227,000	1,207,000	20,000
租税公課	488	488	-
会議費	99,500	120,000	-
委託費	2,325,000	2,259,000	66,000
事務委託費	334,800	334,800	-
支払負担金	305,000	356,000	-
広告宣伝費	41,850	46,500	-
新聞図書費	3,999	3,999	-
リース料	613,800	623,565	-
支払手数料	215,295	215,295	-
雑費	46,500	46,500	-
② 地域企業の健全な発展に資する事業	6,494,839	6,827,817	△ 332,978
給料手当	2,511,000	2,656,800	-
退職給付費用	165,240	162,000	3,240
福利厚生費	469,800	439,020	30,780
旅費交通費	72,900	81,000	-
通信運搬費	147,800	131,600	16,200
減価償却費	11,829	16,925	-
消耗什器備品費	32,400	32,400	-
消耗品費	136,700	144,800	-
修繕費	24,300	32,400	-
印刷製本費	24,300	16,200	8,100
光熱水料費	9,720	8,100	1,620
賃借料	171,600	171,600	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	165,000	165,000	-
保険料	30,381	30,381	-
諸謝金	1,779,800	1,744,800	35,000
租税公課	110	110	-
会議費	-	-	-
委託費	280,000	552,000	-
事務委託費	116,640	116,640	-
支払負担金	-	-	-
広告宣伝費	14,580	16,200	-
新聞図書費	1,393	1,393	-
リース料	213,840	217,242	-
支払手数料	75,006	75,006	-
雑費	16,200	16,200	-
③ 地域社会への貢献を目的とする事業	3,185,755	3,303,365	△ 117,610
給料手当	1,147,000	1,213,600	-
退職給付費用	75,480	74,000	1,480
福利厚生費	214,600	200,540	14,060
旅費交通費	57,300	61,000	-
通信運搬費	156,600	149,200	7,400
減価償却費	11,829	16,925	-
消耗什器備品費	14,800	14,800	-
消耗品費	165,900	169,600	-
修繕費	11,100	14,800	-
印刷製本費	111,100	107,400	3,700
光熱水料費	4,440	3,700	740
賃借料	171,600	171,600	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	448,000	446,000	2,000
保険料	13,878	13,878	-
諸謝金	160,000	155,000	5,000
租税公課	110	110	-

科 目	本年度予算	前年度予算	増減
会議費	74,000	65,000	9,000
委託費	137,000	224,000	-
事務委託費	53,280	53,280	-
支払負担金	-	-	-
広告宣伝費	6,660	7,400	-
新聞図書費	636	636	-
リース料	97,680	99,234	-
貸倒損失	-	-	-
支払手数料	34,262	34,262	-
雑費	7,400	7,400	-
2. 収益事業等	10,691,912	10,057,402	634,510
④ 会員の交流に資するための事業	10,691,912	10,057,402	634,510
給料手当	2,325,000	2,460,000	-
退職給付費用	153,000	150,000	3,000
福利厚生費	435,000	406,500	28,500
旅費交通費	88,500	257,000	-
通信運搬費	260,000	275,000	-
減価償却費	15,700	22,465	-
消耗什器備品費	30,000	30,000	-
消耗品費	424,500	407,000	17,500
修繕費	22,500	30,000	-
印刷製本費	677,500	620,000	57,500
光熱水料費	9,000	7,500	1,500
賃借料	227,760	227,760	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	231,000	286,000	-
保険料	28,131	28,131	-
諸謝金	110,000	110,000	-
租税公課	146	146	-
会議費	3,694,500	2,978,500	716,000
委託費	980,000	806,000	174,000
事務委託費	108,000	108,000	-
支払負担金	424,000	434,000	-
広告宣伝費	13,500	15,000	-
新聞図書費	1,290	1,290	-
リース料	198,000	201,150	-
支払手数料	69,450	69,450	-
雑費	15,000	15,000	-
3. 管理費	8,046,004	7,875,218	170,786
給料手当	2,309,500	2,443,600	-
退職給付費用	151,980	149,000	2,980
福利厚生費	432,100	403,790	28,310
旅費交通費	82,050	89,500	-
通信運搬費	434,100	419,200	14,900
減価償却費	15,699	22,465	-
消耗什器備品費	29,800	29,800	-
消耗品費	87,150	94,600	-
修繕費	22,350	29,800	-
印刷製本費	322,350	264,900	57,450
光熱水料費	8,940	7,450	1,490
賃借料	227,760	227,760	-
事務所管理費	-	-	-
会場費	305,000	246,000	59,000
保険料	27,944	27,944	-
諸謝金	350,000	300,000	50,000
租税公課	146	146	-
会議費	1,264,000	1,202,000	62,000
委託費	70,000	-	70,000
事務委託費	107,280	107,280	-
支払負担金	212,000	265,000	-
渉外慶弔費	260,000	250,000	10,000
諸会費	300,000	310,000	-
広告宣伝費	13,410	14,900	-
新聞図書費	1,282	1,282	-
リース料	196,680	199,809	-
支払手数料	596,987	596,987	-
雑費	14,900	14,900	-
経常費用計	48,958,574	48,888,408	70,166
評価損益等調整前当期経常増減額	133,676	105,642	28,034
基本財産評価損益等	-	-	-
特定資産評価損益等	-	-	-
投資有価証券評価損益等	-	-	-
評価損益等計	-	-	-
当期経常増減額	133,676	105,642	28,034
ii. 経常外増減の部			
(i) 経常外収益			
経常外収益計	-	-	-
(ii) 経常外費用			
経常外費用計	-	-	-
当期経常外増減額	-	-	-
他会計振替前	-	-	-
当期一般正味財産増減額	133,676	105,642	28,034
他会計振替額	-	-	-
税引前当期一般正味財産増減額	133,676	105,642	28,034
法人税、住民税及び事業税	70,000	70,000	-
法人税等調整額	-	-	-
当期一般正味財産増減額	63,676	35,642	28,034
II 指定正味財産の部			
受取補助金等	18,298,100	17,956,100	342,000
全法連助成金	18,298,100	17,956,100	342,000
一般正味財産への振替額	△ 18,298,100	△ 17,956,100	△ 342,000
一般正味財産への振替額	△ 18,298,100	△ 17,956,100	△ 342,000
当期指定正味財産増減額	-	-	-
指定正味財産期首残高	-	-	-
指定正味財産期末残高	-	-	-
III 正味財産期末残高	94,434,325	94,370,649	63,676

就任のごあいさつ



公益社団法人
川崎南法人会
会長 鈴木 慎二郎

このたび、令和7年6月11日に開催されました第13回通常総会におきまして、引き続き法人会の会長を務めさせていただくこととなりました。再びこの大役をお預かりするにあたり、身の引き締まる思いとともに、皆様からのご支援に心より感謝申し上げます。

1期目では、コロナ禍を経て活動を徐々に再開する中、多くの皆様にご理解、ご協力をいただき租税教室をはじめとする各種事業、研修会や親睦行事などが着実に進んでまいりました。

そうした歩みの中で、会員同士のつながりや交流の大切さを改めて実感しております。

2期目となる本年度は、これまでの取り組みに加えて、「健康経営」の推進にも力を入れてまいります。企業にとって人は最も大切な資源（宝）であり、社員の健康が会社の元気（原動力）につながります。全国法人会連合としても租税教育に続く活動の柱として健康経営に携わってまいります。当会と致しましてはこれから健康経営にまつわる情報発信や研修、取り組みの場を提供し、皆様の事業経営をサポートできればと考えております。難しく考えるのではなく、どうすれば皆が笑顔で、元気にいられる環境を整えられるかを皆様の幅広いご意見を聞かさせて頂きながら進めていけたらと考えております。是非ご意見をお聞かせください。

そしてこれまで以上に「楽しく参加できる法人会」そして「参加してよかったと思える法人会」を目指すことも、引き続き大切にしております。税の知識や経営に役立つ情報を得るだけでなく仲間とのつながりを感じられる場として、法人会が皆様の日々の活力となることを願っております。今後も川崎南税務署はじめ、関係各団体、そして会員の皆様には法人会活動にたいしまして引き続きご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、就任のご挨拶とさせていただきます。

令和7・8年度 役員紹介



副会長
株式会社 石川商事
石川 弘行



副会長
株式会社 村松工務店
村松 久



副会長
株式会社 大和
望月 幹仁



副会長
高木鑄工 株式会社
高木 清隆



副会長
八巧機電設備 株式会社
伊藤 康人



副会長
株式会社 久保田酒店
窪田 隆太郎

理事

- | | | | |
|------------------|-------|-----------------|-------|
| 株式会社 丸豊商店 | 藤村 稔 | エルアンドディー 株式会社 | |
| 川崎住宅 株式会社 | 箕口 昌明 | | 齋藤 賢一 |
| 神奈川特殊車輛 株式会社 | | 山次工業 株式会社 | 山口 幸太 |
| | 森川友生男 | 有限会社 明克 | 櫻井 崇 |
| 株式会社 創信建築事務所 | | 株式会社 蟹谷精密研削社 | |
| | 森本 和樹 | | 蟹谷 雅彦 |
| 京浜化工 株式会社 | 柏木 奈生 | 株式会社 渡辺土木 | 渡辺誠一郎 |
| 有限会社 blue mist | 濱舘 幸二 | 第一ハウジング 株式会社 | 加藤 豊 |
| 株式会社 環科研 | 三見 泰士 | 有限会社 ウィット | 野本 忠 |
| 有限会社 石田屋柏倉商店 | | 山兼 株式会社 | 押山 兼二 |
| | 柏倉 敏和 | 有限会社 大仁 | 伊藤 建仁 |
| 株式会社 ツインズシステム | | 大和塗装 株式会社 | 望月 勇郎 |
| | 増田 敏雄 | 有限会社 海苔の鈴舟 | 中村 謙太 |
| 株式会社 東恩納工業 | 東恩納伶莉 | 九重運輸 株式会社 | 山崎 洋介 |
| 株式会社 小俣商店 | 小俣 太 | 九重運輸 株式会社 | 山崎由美子 |
| 岡村建興 株式会社 | 岡村 大助 | 有限会社 テーラーマックス | |
| 株式会社 浅田製作所 | 坂本 竜麻 | | 外木 宏明 |
| 株式会社 柏屋 | 瀧上亜里佐 | 医療法人 社団育成会鹿島田病院 | |
| ティーケーユーサービス 株式会社 | | | 横山 伸泰 |
| | 角田 健藏 | (外部理事) | |
| 松井工業 株式会社 | 松井 秀之 | 中村茂幸税理士事務所 | 中村 茂幸 |

監事

- | | | |
|-----------|-------|------------------|
| 小山塗料 株式会社 | 小山 宏明 | (外部監事) |
| | | 小澤裕司税理士事務所 小澤 裕司 |

令和6年度 退任役員紹介

- | | |
|--------------|-------|
| 秋山商事 株式会社 | 秋山 博 |
| 有限会社 龍美社 | |
| | 下村 京子 |
| ユースキン製薬 株式会社 | |
| | 野渡 和義 |
| 株式会社 大勝工務店 | |
| | 会田 勝規 |
| 株式会社 小俣商店 | |
| | 小俣多栄子 |
| 株式会社 みすゞ製作所 | |
| | 小林 秀一 |



退任役員への花束贈呈



川崎南税務署長
内田 義彦
長野県出身

川崎南法人会の皆様が、こうした様々な活動を通じて、納税者の自発的な納税道義の維持・向上に加え、地域社会の発展にも大きな役割を果たしておられることに深く敬意を表する次第です。引き続き、皆様との相互信頼・協調関係を維持しつつ、会勢拡大も含めた様々な会活動に可能な限り協力させていただき所存でございます。

さて、せっかくの機会ですので、私から、現在国税庁で取り組んでいる税務行政のDX（デジタルトランスフォーメーション）に関してお願いを申し上げます。

経済社会のデジタル化・国際化が驚くべきスピードで進展し、税務行政を取り巻く環境が大きく変化する状況の中で、我々国税当局がその使命を果たしていくためには、税務行政のDXを進めることにより、組織としてのパフォーマンスの最大化を目指す必要があります。

そのため、私ども国税組織では「納税者の利便性の向上」、「課税・徴収の効率化・高度化」、「事業者のデジタル化促進」を3つの柱として取組を進めています。

このうち、「事業者のデジタル化促進」については、税務処理を含め、事業者が行う事務処理について、一貫して効率的なデジタル処理ができる環境を整備することにより、事業者の業務の正確性・生産性向上等につながることを期待されます。川崎南法人会の皆様とも連携・協調して取り組み、社会全体のDX推進にも貢献してまいりますので、御協力をお願いします。

また、皆様には、所得税の自宅等からのe-Taxを始めとした各種施策に係る周知・広報にも御協力いただいております。その結果、令和6年分の確定申告では、国税局全体として、e-Taxによる確定申告書等の提出件数が前年を上回る結果となっております。これも、法人会の皆様が、自宅等のe-Tax推進により一層熱心に取り組んでいただいた結果と認識しており、重ねて御礼申し上げますとともに、今後とも御協力いただくようお願い申し上げます。また、引き続き、キャッシュレス納付及び法人税のAll e-Taxの更なる推進にもご協力をお願いします。

私どもとしましては、これまで以上に皆様と連携・協調を図っていく必要があると考えており、更に緊密なコミュニケーションを通じて更に充実した関係構築に努めてまいります所存です。引き続き、税務行政に対しまして、より一層のお力添えを賜りますようお願いいたします。

結びに当たりまして、公益社団法人川崎南法人会の益々のご発展と、会員の皆様方のご健勝並びに事業のご繁栄を心からお祈り申し上げます。着任の挨拶とさせていただきます。

着任のご挨拶

この度、川崎南税務署長を拝命しました内田です。今回、生田目前署長の後を引き継ぎまして、この伝統のある川崎南税務署の舵取りを委ねられましたことは、大変光栄であるとともに、その責任の重大さを改めて実感しているところです。

就任に当たり、貴会の紙面をお借りしまして、一言ごあいさつ申し上げます。

鈴木会長をはじめ、公益社団法人川崎南法人会の役員並びに会員の皆様方におかれましては、平素から税務行政の円滑な運営に対しまして、深い御理解と多大な御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。

貴会におかれましては、税のオピニオンリーダーとして「税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、税務行政の円滑な執行に寄与する」という法人会の目的の下に、税に関する各種研修会や講演会、次代を担う児童を対象とした「租税教室」の開催や「税に関する絵はがきコンクール」を行うとともに、「米海軍第7艦隊音楽隊コンサート」、「合同研修会」をはじめとした地域に密着した社会貢献活動にも積極的に取り組まれておられます。

メンバー紹介



法人担当副署長
大島 俊貴
福岡県出身

この度の異動で福岡国税局から参りました。会員の皆様と一緒に会活動を盛り上げて、より発展的な協調関係を築きたいと思っております。皆様とお会いできることを楽しみにしておりますので、どうか、よろしくお願い申し上げます。



法人課税第1統括官
斉藤 弘樹
東京都出身

この度の異動で芝税務署から参りました。趣味は「時代劇」を観ることです。会活動を通じて、皆様といろいろな話ができることを楽しみにしておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。



法人課税第1審理席
中司 和美
岩手県出身

川崎南署2年目となります。今年度は源泉所得税関係の説明会や研修会等を担当させていただきます。会員の皆様にも役に立つ情報をお伝えできるよう努めて参ります。会活動を通じて皆様とお会いできることを楽しみにしております。どうぞよろしくお願い申し上げます。



法人課税第1審理担当
林 愛里沙
愛知県出身

この度の異動で、品川署から参りました。各種説明会を担当させていただきます。趣味はよさこいで、チームに所属して週2程度踊っています。この1年、法人会で開催される各種イベントに参加できることを楽しみにしております。よろしくお願い申し上げます。

川崎南税務署幹部人事異動

(令和7年7月10日付)

職名	異動後幹部		異動前幹部	
	氏名	前任署	氏名	異動先
署長	うちだ よしひこ 内田 義彦	局 総務部 税理士監理官	なまため やし 生田 目静	局 総務部 会計課課長
副署長(法担)筆頭	おおしま とし たか 大島 俊貴	福岡局 調査査察部 査察4 統括官	(法担) すずき たつ や 鈴木 達也	名古屋審判 副審判官
副署長(総担)	やの たけ のり 矢野 武範	留任	(総担) やの たけ のり 矢野 武範	
特別調査官(法)	なか やま たく じ 中山 拓治	留任	なか やま たく じ 中山 拓治	
総務課長	せらだ さと み 世良田 さと美	局 課税二部 酒税課 課長補佐	まえじま まさ き 前島 正紀	局 総務部 人事一課 課長補佐
管運統括官	おまた やす ひろ 小俣 恭宏	品川 管運2 統括官	ふたがみ たか みち 二神 崇通	局 情報シス部 情処管付 主任分析専官
徴収第1統括官	やま さき より 山崎 麗子	留任	やま さき より 山崎 麗子	
徴収第2統括官	くぼ しゅん いち 久保 俊一	京橋 徴収2 統括官	うえむら きみ たか 上村 公孝	平塚 徴収2 統括官
個人第1統括官	きど あき ひと 木戸 章人	局 査察部 査察総括一課 主査	ひらやま みちる 平山 未知留	局 課税一部 国税訟務官室 室長補佐
個人第2統括官	みな い ちか 薬袋 親志	鎌倉 個人2 統括官	ふくま のり ゆき 福間 紀之	鶴見 個人1 統括官
個人第3統括官	ほりかわ つか 堀川 つか司	庁 長官官房 参事官監理6係 係長	やまもと ひろ ゆき 山本 洋之	川崎西 個人 調査官
連絡調整官(個人)	ないとう つとむ 内藤 勉	留任	ないとう つとむ 内藤 勉	
資産統括官	さいとう とし まさ 齊藤 敏晶	江戸川北 国際税務専門官 (個人(資産)) 国専官	おおまち たか ひろ 大町 高弘	川崎北 特官(資産)特調官
特別調査官(法)	さか井 ひで ちか 酒井 英知	東京上野 法人1 統括官	よこせ まさ ひで 横瀬 正英	横浜中 酒類指官 調査官
法人第1統括官	さいとう ひろ き 斉藤 弘樹	芝 法人5 統括官	とだ こう じ 戸田 浩二	横浜南 法人1 統括官
法人第2統括官	ひ おき ゆう 日沖 優	横浜中 法人9 統括官	さいとう とし や 齋藤 俊也	緑 法人2 統括官
法人第3統括官	さくら い ゆう 櫻井 雄二	川崎南 法人4 統括官	たなか だい すけ 田中大輔	渋谷 法人6 統括官
法人第4統括官	あらし けん じ 嵐 健治	横浜中 法人8 統括官	さくら い ゆう 櫻井 雄二	川崎南 法人3 統括官
法人第5統括官	いたもと しん いち 板本 真一	川崎南 法人6 統括官	にしむら ゆう じ 西村 有史	麴町 審専官(法人) 審専官
法人第6統括官			いたもと しん いち 板本 真一	川崎南 法人5 統括官
審理専門官(法人)	たけだ たかく 武田 翼	局 査察部 統括官(査26)付 主査	しおざわ まさ ずみ 塩沢 正純	芝 審専官(法人) 審専官
連絡調整官(法人)	まなべ かず ひろ 真鍋 一寛	麴町 法人3 総括席	もちなが しん いち 持永 瞬一	金沢局 課税部 料調2 主査
課長補佐	なな さわ さと こ 七澤 智子	芝 個人 国専官付 上席	さとう なお み 佐藤 尚美	京橋 総務 課長補佐
総務係長	きただ たか ひろ 北田 貴大	留任	きただ たか ひろ 北田 貴大	
会計係長	こばやし ひろ 小林 歩	局 査察部 査察7査察官	かじおか ひろ 梶岡 大樹	局 特機徴官(横浜中)徴収官

電子申告で効率UP!
国税電子申告・納税システム

e-Tax

「e-Tax」なら
国税に関する申告や納税、
申請・届出などの手続きが
インターネットで行えます。



納税にはダイレクト納付が 便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。
※利用可能となるまで、オンライン提出の場合は1週間程度、書面提出の場合は1か月程度かかります。

法人会は会社経営の効率化のためにe-Taxの普及を支援しています。

e-Taxを利用して所得税及び復興特別所得税の申告を
するとこんなメリットが!

添付書類の提出省略

還付がスピーディー

ご利用に際し条件、注意事項があります。
詳しくはホームページでご確認ください。





イータックス 🔍 検索

令和8年度税制改正要望事項

一般社団法人神奈川県法人会連合会

<はじめに>

我が国の経済は、雇用・所得環境が改善する下で緩やかに回復はしているものの、アメリカの通商政策の影響による景気の下振れリスクが高まっている。さらには、物価上昇による個人消費に及ぼす影響もあり、先行きは不透明感が見られ、依然として厳しい状況にある。

中小企業は日本経済の基盤であり、雇用や地域経済に多大なる貢献をしている。そのためにも、中小企業が引き続き事業活動が継続できる実効性のある支援策を迅速に行うことが急務である。

日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じ、これから急激に進む少子高齢化・人口減少社会において、財政の健全化と国民経済の安定化のバランスを確保した持続可能なシステムへの改革が必要である。「簡素な税制」、「納得できる税制」、「公平な税制」の確立を訴えるとともに、下記について強く要望する。

<基本的な課題>

1. 税・財政改革

1. 財政健全化に向けて

我が国の長期債務残高は国と地方を合わせて1,300兆円超え、GDPの2倍を超えており、主要先進国の中で最も高い水準にある。また、少子高齢化に伴い生産年齢人口が減少し、今後は増加が予想されている社会保障費の財源の確保も課題となっている。この事実を深刻に受け止め、歳入、歳出の一体改革が急務である。そして、財政健全化の指針を提示し、道筋を明示するよう求める。

一方で、企業投資や賃上げで国の経済活動を維持するためにも、企業主体の設備や人への投資等により労働生産性を向上させ、民需主導の持続的な経済成長の実現が必要である。

2. 社会保障制度に対する基本的考え方

急速な少子高齢化の進行により、年金、医療、介護等の社会保障制度は、給付の面でも負担の面でも国民生活にとって大きなウエイトを占めてきており、家計や企業の経済活動に与える影響も大きくなっている。世代間の給付と負担の均衡を図り、「社会保障と税の一体改革」の中で、持続可能な抜本的な改革を行うことを求める。

- (1) 年金制度については、給付と負担の見直しが必要である。また、国民に年金を収めることの重要性やメリットを理解させ、率先して年金を支払う意識を持たせるとともに未納を改善する対策を講じる必要がある。
- (2) 医療については、過度な診察・検査・投薬を制限し、ジェネリック医薬品の推進を図る。また、疾病予防を重視した保健医療体系に転換することが必要である。予防や健康づくりの取り組みに対して、財政面でのインセンティブ措

置を進めていくべきである。中でも、健康経営への取り組みについては、企業の活力向上による税収増と医療費の適正化に貢献することから、より積極的に推進すべき施策である。

- (3) 介護制度については、介護施設不足や人材不足が深刻化しているが、優先すべきは介護職員の処遇改善であり、それがひいては人材確保につながる。
- (4) 生活保護については、不正な受給が散見されるため、給付基準、水準を検討することが必要である。また、受給者の自立支援も併せて行い、生活保護者数を減少させる事も必要である。
- (5) 少子化対策では、子育て世代への現金支給ではなく、共働き支援強化など子育て環境の整備を進めることを要望する。ライフスタイル、就労形態、家族形態の多様化が急速に進んでいる中で、女性の社会参加を容易にするために出産・育児をサポートする体制の構築が急務である。

3. 行政改革の徹底

国に対する行財政改革のさらなる推進は、長年訴えられてきたところであるが、その抜本的改革は実現せず、財政悪化が増す一方である。日本の国会議員や地方議員の数は主要33か国で考えた場合、多すぎる水準ではないようだが、人員削減を願う意見は多く、その要因として突出した報酬額や歳費にあると思われる。高すぎる議員報酬や国家公務員・地方公務員の報酬は行政改革における無駄の削減を行う上で最も優先的に行うべきであり、さらに、人口減少の局面に入った今の日本にとって、議員定数の削減は当然であり、人員適正化を自らの痛みを恐れず実施し、無駄の削減を行なうべきである。

行政改革は国民負担の最小化と持続可能な財政運営の要である。重複業務や非効率な組織を見直し、徴収・支出の一元化など大胆な構造改革を進めることで、簡素で信頼される行政体制を確立すべきである。

4. マイナンバー制度等

マイナンバーカードは、令和7年12月時点で、国民の約80%が保有しているが、健康保険証としての利用やオンラインでの行政手続きへの活用は、全体の約半数以下にとどまっているのが実情である。

カードを取得しても医療機関でのシステム連携の遅れや、利用方法の理解不足が背景にあり、実際に健康保険証として利用しているのは全体の40%程度に過ぎない。この保有率と利用率のギャップは、制度の本来のメリットが十分に発揮されていないことを示しており、利用促進のためには、利用者側への操作教育及びシステム連携の改善などが不可欠である。

さらに、令和8年には、名称・デザイン刷新、セキュリティ機能の強化、健康保険証や運転免許証との一体化、スマートフォン搭載などが予定されている。これらの、大規模な改革、機能拡充の動向も踏まえ、

さらに、国際比較の視点からの提言など、多角的な意見を交えながら、マイナンバーカード制度の全体が抱える課題とその改善の方向性を整理することが必要である。

政府は、このマイナンバーシステムの意義、行政事務軽減やコストカットに資することを周知し、今後の運用改善の必要性、効果を具体的に明示して利用拡大を推進していくべきである。

II. 経済活性化と中小企業対策

1. 中小企業の活性化に資する税制措置

中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化するよう求める。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額も1600万円程度に引き上げることを要望する。

また、持続的な経済成長と地域活性化の実現には、企業による雇用の創出と賃金水準の引き上げが不可欠である。政府は、最低賃金の継続的な引き上げを重要政策と位置付け、毎年引き上げを実施しているが、これに対応するための原資確保に苦慮する中小企業は少なくない。特に地方や小規模事業者においては、最低賃金の上昇が人件費の圧迫要因となり、経営の持続性に直結する深刻な課題となっている。そのため、雇用拡大や賃上げに取り組む企業を後押しする税制のさらなる拡充が急務である。

現在の賃上げ促進税制は、制度内容が複雑で理解しづらく、多くの中小企業が十分に活用できていないのが実情である。適用要件の緩和、手続きの簡素化に加え、賃上げ率に応じた税額控除率の引き上げを通じて、制度の実効性を高める必要がある。また、非正規雇用から正規雇用への転換、人材育成投資、地域人材の積極的な採用を行う企業に対するインセンティブ制度の創設も検討すべきである。

中小企業が政府の最低賃金引き上げ方針に真に対応できるよう、負担軽減と成長促進の両面から支援する税制措置の拡充を強く要望する。

2. 事業承継税制の拡充

平成30年度税制改正において、相続税・贈与税の事業承継税制の納税猶予制度は、事業承継税制の10年間の特例措置が創設されたが、現在まで特例承継計画の提出件数は伸び悩んでおり、制度の検証を行う必要がある。また、令和7年度税制改正により役員就任要件が見直されたが、中小企業を取り巻く環境は依然として厳しい状況にあり、納税猶予制度については、贈与税あるいは相続税の納税を猶予する制度であることには変わりがなく、猶予制度を廃止して免税制度にすべきである。

中小企業が円滑な事業承継を行うためには、要件の緩和や減免制度、適用対象者の拡大など、さらなる見直しを積極的に行い、本格的な事業承継税制の拡充を求める。

3. 消費税への対応 等

令和5年10月より導入されたインボイス制度（適格請求書等保存方式）は、取引の透明性を高め、適正な消費税の仕入税額控除を実現する制度として位置付けられているが、一方で、免税事業者に対する影響が極めて大きく、制度の運用にあたっては慎重な対応が求められる。特に小規模事業者やフリーランス、個人商店など、これまで消費税の納税義務がなかった層が課税事業者となることで、事務負担や納税負担の急増に直面している。また、取引先からのインボイス発行要請によって、取引の継続が困難になるケースも報告されており、経済的に弱い立場

の事業者が市場から排除される懸念も無視できない。

政府は3年間の経過措置や負担軽減措置を設けているものの、制度そのものの複雑さや理解の難しさから、十分に活用されていない事例も多く見受けられる。よって、制度の恒久的な見直しとして、インボイス発行義務の柔軟化や、免税事業者が取引から不当に排除されないための取引慣行の是正が急務である。さらに、制度周知の強化、相談体制の拡充、デジタルに不慣れな事業者に対する実務支援の強化など、多角的なサポート体制の構築が必要である。

また、免税事業者の割合を将来的に減少させるためには、単なる課税転換の強制ではなく、インセンティブ型の施策が重要である。例えば、課税事業者へ移行した中小零細事業者に対し、初年度の消費税納税額の一部を控除または補助する制度や簡易課税制度の適用拡大、記帳・申告にかかる支援措置の強化、電子帳簿導入への助成など、段階的な負担軽減と事務支援の併用により、円滑な移行を促進すべきである。

インボイス制度の本来の趣旨を尊重しつつも、免税事業者の持続可能な事業活動が阻害されないよう、実態に即した柔軟かつ段階的な制度運用と、制度への適応を促すための支援とインセンティブの両立による法改正の検討を強く要望する。

III. 地方のあり方

1. 地方創生

地域を豊かにし、魅力と活気あふれる地域社会を実現するためには、やはり地方への財政支援、権限移譲などが必要である。地域経済を活かすためには、地域の資源を生かした内発的発展、豊かな個性の伸長、条件の縛りの解消などに目を向け、行政・地域企業・地域住民が三位一体で取り組む仕組みづくりが重要である。また、地方でのネットワーク整備を加速するため、デジタル5Gやサテライトオフィスの誘致も一考である。企業による事業革新や社会的な課題解決に向けて導入を後押しし、恒久的な対象要件の緩和やインセンティブ等の見直しを行い、国土全体における発展の均衡化を継続的に進めることで地域の経済再生が可能となり、本来の地方創生、ひいては中小企業の事業継承問題も自ずと良い方向へ赴くと思慮する。

ふるさと納税制度により一部の自治体は税収の改善や活性化がなされているようであるが、納税者と納税を受ける自治体に何ら関係性がないまま納税されていることは、制度の本来の目的とは異なると思う。また、ネット販売事業者の商品としてふるさと納税の返礼品が扱われている事も見過ごすべきではない。本来は納税者の出身地や所縁の地に納税することを可能にした制度であり、返礼品という制度ばかりがクローズアップされてしまうような制度は改善すべきである。

2. 財政・行政の効率化 等

地方自治体の合併、例えば道州制の導入により規模や力を集約する必要があると考える。それと並行して地方に大胆な税の配分を行い、行政機能の重複を避けるべく権限を大幅に移譲する。国家と地方の役割は何かを改めて議論し、国家は防衛、外交、大所高所から俯瞰できる部分での行政権機能に絞ったらどうか。地方自治体は徴税権の拡大、地方自治拡大のための法律の改正、行政権の拡大拡充をし、単に権限移譲のみならず、地方自治体に責任を持たすことが必要である。

＜税目別＞

I. 法人税関係

1. 役員給与の損金算入の拡充

現行制度は役員給与の損金算入が限定されているが、報酬は業務執行の対価であると考えられる。役員報酬に係る各企業内の制度設計に照らして、損金算入できる範囲の明確化等、実務上の判断に資する所要の措置を検討し、一定の要件を更に緩和するなど、損金算入と対象給与の範囲拡大を求める。

2. 少額減価償却資産の見直し 等

少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、物価が上昇していること等を踏まえ、取得価額の要件を30万円未満から50万円未満に引き上げるとともに、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃し全額を損金算入とすることを求める。

II. 個人所得税

1. 所得税のあり方

重要な基幹税の一つである所得税については、国民が能力に応じて広く全体で負担していくようにすべきである。各種控除制度については、その時々々の社会情勢、経済情勢の変化に合わせて整理は必要である。

長引く物価高の影響で消費が落ち込んでいる現状において、所得税の103万円の壁が123万円まで引き上げられ特定親族特別控除が創設されたことは評価するが、最低時給額を上げて欧米諸国の所得水準に追いつき且つ労働力を確保して経済を活性化させるためには更なる引き上げが必要である。

2. 各種控除制度の見直し 等

現代の多様な働き方に対し、現行の給与所得控除制度は旧来型の雇用モデルを前提としており、経済構造と乖離している。フリーランスや副業、パラレルワークなどが一般化する中で、給与所得のみを特別に優遇する制度は公平性を欠く。税制を実態に即した設計に改め、職業形態にかかわらず中立・公平な課税が行われるよう、所得区分を超えた見直しを早急に進めるべきである。

III. 相続税・贈与税関係

1. 相続税・贈与税

令和5年度改正により相続時精算課税制度での贈与について、課税価格から110万円の基礎控除が創設され、相続時精算課税制度を利用後も毎年110万円までであれば贈与税がかからず、申告も不要といった形に見直しがあった。一方、暦年課税については、課税が強化され、相続財産に加算する期間が相続開始前3年間から7年間に延長された。相続時精算課税制度に110万円の基礎控除が創設されたことは評価するが、物価上昇の実情を踏まえると相続時精算課税制度及び暦年課税の基礎控除110万円の拡大を求める。

IV. 地方税関係

1. 固定資産税の抜本的見直し 等

地価は全国ベースでも上昇傾向を示しており、固定資産税のさらなる負担増が懸念されている。固定資産税及び都市計画税の税率および評価方法は、地域性を考慮するとともに都市計画税と合わせて、評価方法及び課税方式を抜本的に見直す。

また、償却資産に係る固定資産税を撤廃し、新たな設備投資促進に繋がるようにしてもらいたい。

＜その他＞

I. 震災復興

震災復興税制については効率的に執行し、可能な限り早期に復興措置を達成し特別徴収の解除をしていたいただきたい。また、今後予想される大規模災害に対する企業・家計の防災・減災対策への支出に対しては税制上の優遇措置を強化すべきである。

II. 環境問題に対する税制上の対応

環境問題は、地球規模での持続可能な発展を脅かす重大な課題である。これに対処するためには、政府や企業、個人が協力して取り組む必要がある。特に税制面からの対応は、環境保護を促進するための有効な手段である。環境問題に対する税制面からの具体的な対応策を提言する。

(1) 環境税の導入

環境税を導入し、二酸化炭素の排出量やその他の環境負荷に応じて課税する。これにより、企業や家庭に対して環境負荷を減らす動機を提供する。

(2) 税制優遇措置

環境に配慮した技術や設備を導入する企業に対して、税制優遇措置を提供する。再生可能エネルギーの利用促進や、省エネルギー設備の導入に対する税額控除を行う。これにより、企業が環境保護に積極的に取り組む動機付けとなる。しかしながら未だ中小企業にとって、これらの優遇処置は使い勝手のいいものとは言い難く対策も遅れている。中小企業の取引に幅広く適用できるよう更なる制度の見直しを要望する。

(3) 制裁措置

環境に悪影響を与える行為に対して制裁措置を導入する。過剰な二酸化炭素排出に対して罰金を科し、企業が環境保護に努めるよう促す。また、環境基準を満たさない製品の販売に対する課税も行う。

(4) 環境基金の設立

環境税や罰金から得られた収益を環境保護活動に充てるための基金を設立する。この基金を活用して、環境保護プロジェクトの支援や、環境教育の推進を行う。

税制面からの対応は、環境問題の解決に向けた重要な手段である。これらの施策を効果的に組み合わせることで、持続可能な社会の実現に向けた一歩を踏み出すことができる。政府、企業、個人が協力して取り組むことで、より良い未来を築いていく。

III. 租税教育

納税の意義、税の役割について、必ずしも地域の方々が十分に理解し、認識していない部分があるため、社会全体で租税への教育、意識の向上に取り組んでいく必要がある。

現行の小学校、中学校、高等学校の各教育課程における租税教育の取り上げ方は極めて低く、我が国における租税の意義を理解させるには、十分な内容とはなっていない。納税者としての意識及び社会の構成員としての責任を自覚させ、租税の意義や役割だけでなく、その使い道にも関心を持つ主体的な国民を育てるため、租税教育の実施を義務付けるよう強く要望する。

IV. 印紙税

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など、取引慣行の変化に伴い、課税根拠が希薄化している。文章作成の有無による課税は公平性を欠き、また、デジタル化を推進する上で明らかに逆行するものである点から速やかに廃止すべきである。

身近な法律相談

弁護士 渡部 英明



令和6年5月、父母の離婚後の子の養育に関して、民法の改正がありました。①親の責務に関するルールの明確化、②親権に関するルールの見直し、③養育費の支払い確保に向けた見直し、などが改正されています。

今回は、この3つの点に絞って見ていきましょう。

Q₁ ①親の責務に関するルールの明確化というのはどういうことですか。

A₁ 父母（親権者に限らない）の責務として、従前、民法の規律が明確でなかったため、今回の改正で明確化しました。すなわち、父母は親権の有無に関わらず、子の心身の健全な発達を図るため、その子の人格を尊重するとともに、その子の年齢・発達に配慮してその子を養育しなければならず、かつその子が自己と同程度の生活を維持できるよう扶養しなければなりません（改正民法817条の12第1項）。

Q₂ ②親権に関するルールの見直しとは何でしょうか。

A₂ 従前、離婚後は、父母の一方のみを親権者と定めなければなりませんでした。今回の改正により、父母双方がその協議により、親権者を父母双方とするか、一方とするかを定めます（改正民法824条の2第1項、第2項）。協議が整わない場合、家庭裁判所が父母と子どもの関係や、父と母との関係などの様々な事情を考慮して、子どもの利益の観点から、親権者を父母双方にするか、その一方とするかを定めます（改正民法824条の2第3項）。

Q₃ ③養育費の支払い確保に向けた見直しとは何でしょうか。

A₃ これまで養育費の取り決めがされていなかったり、取り決めをしても、養育費の支払いも滞ったりしていた現状がありました。

そのため、養育費の支払履行を充実させるため、養育費の履行確保に向けた見直しがされました。

1つ目が、法定養育費制度が創設されました。これは、協議離婚の際、養育費の取り決めをしない場合にも、離婚時から引き続き子の監護を主に行う父又は母は、他の一方に対し、離婚の日から毎月末に、子の監護費用の分担として、子の最低限度の生活の維持に要する標準的な費用の額等を勘案して、子の数に応じて法務省令で定めることにより算定した額（法定養育費）の支払請求ができる、ことになりました（改正民法766条の3）。

2つ目が、養育費債権に優先権（先取特権）が付与されたため、債務名義がなくとも差押えが可能になりました（改正民法306条3号、308条の2）。例えば、法定養育費制度に基づき、養育費を請求すれば、調停や審判をしなくても、給与の差押えなどが容易にできます。

3つ目が、養育費債権の債務名義や先取特権を有する者が、財産開示手続の申立てをした場合には、差押命令の申立てをしたものとみなされるため、手続きのワンストップ化が図られています。なお、市町村を通じて、給与債権に係る情報が開示されてしまうこともあるため（民事執行法206条2項）、養育費支払義務者は、給与差押えのリスクがあることを考え、任意に養育費の支払いをすることも検討課題となるでしょう。

以上の民法改正により、これまで、養育費の支払いを求めていなかった方々が、簡単に養育費の請求ができ、また、その履行が確保されやすくなりました。この新しい制度が活用されると、その社会的影響は大きいと言われています。

熱中症は「予防」と「初期対応」がカギ！

～正しい知識で命を守る～



川崎幸病院

救急科長 / 救急部長 / 臨床研修センター副センター長

高橋 直樹 (たかはしなおき) 医師

— 熱中症とは —

高温多湿の環境の中で、体の熱をうまく逃がせなくなることで起こる体調不良の総称です。体温の上昇、水分・塩分のバランスの崩れなどが原因で、最悪の場合、命に関わることもあります。

❖ 主な症状と重症度

軽症	中等症	重症
めまい	倦怠感	けいれん
立ちくらみ	吐き気	意識障害
応急措置	医療機関へ	119番 / 入院

POINT

応急処置の基本

- ✓ 涼しい場所に移動し、体を冷やす (首・わき・足の付け根など)
- ✓ 衣服をゆるめて風を送る
- ✓ 水分と塩分の補給 (意識がある場合のみ)
- ✓ 応急処置をしても意識がない場合はすぐに119番！



※ 2024年度よりIV度最重症が追加されました

軽症状で、本人が水分を摂ることができ、その後症状が回復するようであればご自宅等で様子を見て構いませんが、中等症状は深刻な脱水症状を起こしている状態なので、必ず医療機関を受診しましょう。また、呼びかけに反応しない、反応が鈍い、反応があっても自力で水分補給のペットボトルのキャップを開けられない、飲み物が飲めないなど重症の場合は、**すぐに救急車を呼ぶようにしましょう。**

❖ 予防のポイント

熱中症を防ぐためには、こまめな水分・塩分補給、暑さを避ける工夫、無理をしないことが基本です。外では帽子や日傘を使い、室内ではエアコンや扇風機を活用して、適切な温度を保ちましょう。のどが渇く前から水分を摂り、汗をかいた際は塩分も忘れずに補給します。また、暑くなる前から軽い運動や入浴などで汗をかく習慣をつける「暑熱順化 (しょねつじゅんか)」も大切です。体が暑さに慣れることで、体温調節がしやすくなり、熱中症の予防につながります。



✓ 緊急の場合は救急車を呼びましょう

✓ 迷った場合

川崎市救急医療情報センター 044-739-1919
 横浜の方は横浜市救急相談センター #7119
 (または045-232-7119) にご相談ください

社内研修でも利用されています

高橋医師による『熱中症の話』について解説動画を公開中

ドコモショップ川崎店 法人営業課

担当：藤原 玄康

住所：〒210-0005 神奈川県川崎市川崎区東田町11-27

TEL：0120-502-231 044-201-2161 mail：fujiwara.tsuneyasu@tomcom.co.jp



トム通信工業株式会社

URL：https://www.nttdocomo.co.jp/support/shop/search/shop.html?id=0361164003100

1990年から地元のドコモショップ法人担当として、地域のお客様と共に歩んで参りました。企業様ごとに特別プランをご用意したり法人向けDXソリューションのご提案など幅広く活動しております。



また、法人営業課ではわざわざお店にご来店頂くことなく、メールや電話、訪問対応にてお困りごとを解決しております。

どこでもご挨拶にお伺いしますのでお気軽にお問い合わせください！

皆さまからの お問い合わせ 心よりお待ちしております！



新入会員紹介

新しい仲間

PRコーナー

合同会社おさる工房

代表：川瀬 尚吾 (かわせ しょうご)

住所：210-0844 神奈川県川崎市川崎区渡田新町3-3-4-208

TEL：090-8059-1524 URL：https://osaru-kobo.work/ 設立：2019年12月5日

事業内容：リペア（木材・金属・石材・樹脂・レザー・ガラス）、ステンレスリペア、クロスケア、光触媒

はじめまして。おさる工房の代表をしている川瀬と申します。

お客様の大切なご自宅にて、長年培った補修技術を活かした住宅リペアをはじめ、クロスケア、光触媒など様々な事業を展開しております。破損や割れ、剥がれなど、もう直らないとあきらめている箇所がありましたら、ぜひ画像も併せて、お気軽にご連絡をお待ちしております。



公式LINEはこちら



関東近郊にお住まいの方なら対応可能です。よろしくお願いいたします。



6.13 実務経理セミナー
講師:税理士 越智 文裕 氏



6.19 租税教室 (東大島小学校)
講師:(有)龍美社 下村 京子 様



6.19 租税教室 (東大島小学校)
講師:九重運輸(株) 山崎 由美子 様



6.16 源泉部会研修会
講師:社会保険労務士 志田 淳 氏



6.24 神奈川県法人会連合会
法人会功労者表彰



7.8 厚生委員会主催
救急救命講習会 (参加者 25名)

川崎南法人会からのお知らせです

法人会では、税務協力団体としての役目を果たすべく、各種情報発信を行っております。

会員企業のみなさまには、今後も継続して有益な税に関する情報を直接お届けする活動を行ってまいります。

右の冊子につきまして、必要な会員企業さまに無償でご提供いたします。(送料含無料)

ご希望の方は、法人会事務局までFAXを頂くか、メールにて会社名、ご担当者さま、ご住所、連絡先、必要冊子名及び部数をお知らせください。



【法人会事務局】 FAX : 044-276-8738 Eメール info@km-hojinkai.or.jp

消費税の期限内納付を忘れずに。

期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします!

納税資金の積立てには、ダイレクト納付による予納(予納ダイレクト)が便利です。利用にあたっては、事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。

消費税には申告・納付期限があります。 (※1)

- 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です(※2)。
- 期限を過ぎると延滞税がかかる場合があります。
- 確定申告・納付のほか、直前の課税期間の確定消費税額(※3)に応じて中間申告・納付が必要となります。
- 免税事業者から新たにインボイス発行事業者になられた方には、税負担や事務負担を軽減できる2割特例(※4)があります。

申告・納付にはe-Taxが利用できます。

個人事業者の方は振替納税も利用できます。

確定申告書作成コーナーで手軽に申告書が作成できます。

※1 法人は課税期間終了の日の翌日から2ヵ月以内、個人事業者は翌年の3月31日までに消費税の申告と納付を行う必要があります。

※2 インボイス発行事業者の方は、基準期間の課税売上高にかかわらず、消費税の申告が必要です。また、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、消費税の確定申告が必要です。

※3 地方消費税を含まない年税額をいいます。

※4 基準期間の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、2割特例を適用できません。

※5 直前の課税期間の確定消費税額が48万円以下の事業者が、「任意の中間申告書を提出する旨の届出書」を提出した場合には、自主的に中間申告・納付することができます。

国税を一時に納付することが困難な場合には、申請により猶予が認められることがありますので、納税が困難な方は、お早めに所轄の税務署(徴収担当)にご相談ください。

直前の課税期間の確定消費税額(※3)	申告・納付回数
4,800万円超	年12回(確定申告1回、中間申告11回)
400万円超4,800万円以下	年4回(確定申告1回、中間申告3回)
48万円超400万円以下	年2回(確定申告1回、中間申告1回)
48万円以下	年1回(確定申告1回、中間申告不要)(※5)

新入会員のご紹介

(令和7年6月1日～令和7年7月31日)

支部名	法人名	代表者	所在地	業種	紹介者
中央	T N G 協	文 美 子	宮前町8-13-303	組合員の取扱う製品類の市場開拓 他	美 林 (株)
中央	R i G N A S (株)	迫 山 圭 太	駅前本町11-2-4F	建築工事、内装監理業務	(有) 龍 美 社
南2	同カワサキサクラテラス	坂 下 加代子	小田栄2-2-2-623	不動産管理	九 重 運 輸 (株)
東3	D H F ワールドリッヒ ジーゲンジャパン(株)	平 山 鋼太郎	水江町1-45	卸売業	九 重 運 輸 (株)
南2	同 城 間 装 業	城 間 勝 也	浅田2-9-6	塗装工	大同生命保険(株)
東3	(株) マ ル 真 工 業	渡 邊 健 斗	塩浜1-5-8-2	建設業	AIG 損害保険(株)
東1	(株) A L K	川 股 大 輝	藤崎1-18-3	業務請負	AIG 損害保険(株)

賛助会員	斎 藤 邦 治	事 務 局
賛助会員	小 川 泰 幸	事 務 局

川崎南法人会 主要事業予定

9月

3日(水)

●源泉部会 移動研修旅行

場所：羽田税関・羽田空港見学

7日(日)

●第30回かわさきロボット競技大会

会場：川崎市産業振興会館

8日(月)

●女性部会 連絡協議会セミナー

テーマ：「還暦からの落語の道と、
落語に見る人材育成の要諦」
講師：アドベンチャー落語家・元金融マン
参遊亭 遊助 氏
会場：ローズホテル横浜
時間：14：30～16：30

9日(火)

●第3回 広報委員会

会場：川崎南法人会会議室
時間：16：00～17：00

10日(水)

●新設法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：15

16日(火)

●青年部会 税務研修会

講師：川崎南税務署 担当官
会場：川崎市産業振興会館
時間：17：30～

18日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：30

18日(木)

●全国女性フォーラム 北海道大会

テーマ：「ストーリーあるプロデュース」
講師：(株)クリエイティブオフィスキュー
代表取締役 伊藤 亜由美 氏
会場：札幌パークホテル
時間：14：00～16：45

25日(木)・26日(金)

●生活習慣病健康診断

会場：会館とどろき
時間：9：30～11：00

26日(金)

●女性部会 税務研修会

講師：川崎南税務署 担当官
会場：川崎市産業振興会館
時間：16：00～17：00

29日(月)

●源泉部会 研修会

テーマ：「報酬・料金等の源泉徴収事務」
講師：川崎南税務署 担当官
会場：川崎市産業振興会館及び
オンライン
時間：14：00～16：00

10月

4日(土)

●社会貢献活動 海岸清掃

場所：小田原 御幸の浜

8日(水)～10日間

●初級簿記講習会

講師：東京地方税理士会 川崎南支部
小川 泰幸 氏
会場：川崎市教育文化会館
時間：14：00～16：00

10日(金)

●川崎3法人青年部会合同ゴルフコンペ

会場：相模原ゴルフクラブ

16日(木)

●法人会全国大会(高知大会)

テーマ：変化の時代の経営、
危機をチャンスに
講師：元ローソン・ジャパン
社長 都築 富士男 氏
会場：高知県立県民文化ホール
時間：14：00～16：40

16日(木)

●決算法人説明会

講師：川崎南税務署担当官 他
会場：川崎南税務署
時間：13：30～16：30

18日(土)～19日(日)

●幸区民祭

場所：幸区役所周辺

29日(水)

●社員研修講座

テーマ：「評価をしない評価制度」
講師：(株)ミルリーフ 代表取締役
社会保険労務士 榎本 あつし 氏
会場：カルッツかわさき
時間：14：00～16：00

◎税務無料相談◎

相 談 日

9月の相談日／9日(火)

10月の相談日／7日(火)

【午後1時～3時】

相談については、

事前に事務局までご連絡ください。

場 所

公益社団法人 川崎南法人会事務局

☎044-276-8731

川崎市幸区堀川町66-20

(川崎市産業振興会館5F)

◎法律無料相談◎

相 談 日

ご希望の日程、時間を

お知らせください

お気軽にご相談ください

場 所

横浜綜合法律事務所

横浜市中区日本大通11

横浜情報文化センター11F

相談については、

事前に事務局までご連絡ください。

川崎南法人会の福利厚生？

従業員やご家族も使えます！



当法人会が導入している福利厚生制度

葬儀

万一の際、葬儀の基本セットを無料～税込26.4万円でご提供。

生前整理 遺品整理

ご家族に代わってお部屋の片付けのお手伝い。

相続手続

不動産・預貯金などの名義変更はお任せください。

不動産売却

「マンション」「空き家」「ワケアリ物件」などの不動産売却でお困りの方はこちら。

ライフサポート 倶楽部

約2,000の様々な優待サービスを特別料金でご利用いただけます。

【ユーザー名:gishiki / パスワード:kminami_hou】



ホームページ



資料に関する
お問い合わせ

株式会社全国儀式サービス営業部

TEL:03-3739-0755 (受付時間10:00～17:00 土日祝休み)